第5期
市民後見人養成講座
参加者募集

みんなの力で地域を支える
社会貢献のカタチ

「後見人」という言葉を聞いても、家族や弁護士などの専門家が担うものと考えられている方も多いと思います。また、「成年後見制度」という言葉を知っていても、内容がよくわからないという方もいらっしゃると思います。

私たちが暮らす現代社会では、様々な手口による消費者被害や、高齢者、障がい者への虐待など不幸な出来事が数多く発生しており、そこに、判断能力の低下があるならば、その人を支える多くの存在が必要となります。

そこで、判断能力が十分でない方の生活を、市民のみなさんが身近な立場で支援する「市民後見」の活動を広げていけるよう、「第５期市民後見人養成講座」をいたします。ぜひ、ご参加ください。

市民後見人への期待が高まってきた背景は…

平成12年（2000年）4月1日に、介護保険制度とともに施行された成年後見制度は、それまで民法に規定されていた「禁治産・準禁治産宣告制度」を大幅に改正したものです。

旧制度は、後見の類型が2つ（後見・保佐）のみで硬直的であったこと、名称に対する社会的偏見があったこと、宣告が公示されると戸籍に記載されたこと、申立人が限定されていたことなどによって、支援を必要とする方の利用につながらなかったり、関係者にとっては利用を躊躇するという側面がありました。

制度施行後17年が経過し、申立件数が増加する中で、後見人の受け皿づくりという課題がでてきています。当初は、親族が後見人に選任される割合が高く、親族以外の弁護士や司法書士、法人などの第三者後見人が選任される割合は僅かでした。しかし、今日では、核家族化や家族関係の希薄化などによって、親族による後見人の割合が減少し、第三者後見人による割合が高まると同時に、あらたな担い手として、地域の関係性を生かして支援を行う「市民後見人」の活動に期待が寄せられるようになりました。

これらを背景として、平成23年に老人福祉法が改正され、平成24年4月から「市民後見推進事業」がスタートし、市区町村の責任において市民後見人の養成・研修を行うこととなりました。

市民後見人の活動は…

市民後見人の活動は、同じ地域に暮らす住民という関係をもとに行われるところに特徴があり、この点が専門職後見人との違いです。身近な存在としての訪問やきめ細やかな支援は、ご本人との信頼関係を育むと同時に、住民同士の支え合いの輪を広げ、かつ、地域福祉の新たな担い手を掘り起こしていくことにもつながります。このように、市民後見人の活動は、「市民としての専門性」を発揮して後見活動を担い、自分のまちをよくしていくという、地域福祉活動（社会貢献）のあらたな潮流として期待されています。

ここに、嘉麻市社会福祉協議会がこの養成講座を実施する意義があると考えています。

【お申し込み、お問い合せ先】
社会福祉法人　嘉麻市社会福祉協議会
〒820-0205　福岡県嘉麻市岩崎1143番地3　稲築住民センター内
電話 0948-42-0751　FAX 0948-83-8005

● 成年後見制度の概要

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産の管理や福祉サービスの契約の締結を、本人の意思を尊重しながら行うことで、権利を守り、法律的に生活を支援するものです。

この制度には、既に判断能力が落ちていて、支援が必要な場合に申し立てる「法定後見制度」と、将来判断応力が不十分になった時に備えて、自分で後見人等を決めておく「任意後見制度」があります。また、法定後見制度には、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が決定します。

成年後見制度の仕組み

- **成年後見制度**
  - **法定後見制度**
    既に判断能力が落ちていて、支援が必要
    - **成年後見（最重度）** ※しっかりしている時がほとんどない状態にある
    - **保佐（中程度）** ※時々はしっかりしている状態がある
    - **補助（軽度）** ※最近物忘れがでてきたような状態にある
  - **任意後見制度**
    元気なうちに、老後のことを自分で決めたい

● 成年後見人の役割

成年後見人には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の２つの役割があります。

【財産管理】

本人に代わって財産の管理をします。財産を維持するだけでなく、処分することも含まれます。

例えば・・・
- はんこや預貯金通帳の管理
- 収支の管理
  （年金や給料の受け取り、公共料金や税金の支払いなど）
- 不動産の管理、処分
- 遺産相続の手続きなど

【身上監護】

被後見人の生活や健康に配慮して、安心して生活を送れるように契約などの法律行為を行います。

例えば・・・
- 家の賃貸借契約の更新手続き
- 介護サービスや福祉施設の手続き
- 定期的な訪問による、本人の生活状況の確認など

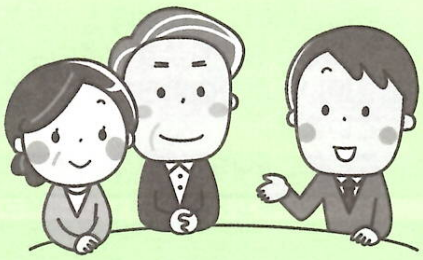

第5期　嘉麻市　市民後見人養成講座（基礎編）開催要項

【目　的】　あらたな社会貢献のかたちである市民後見人を養成することをつうじて、地域における支え合いの輪を広げていくことを目的に、本講座を開催します。

【主　催】　社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会（嘉麻市委託事業）

【応募資格】次のすべての要件を満たす方

（1）嘉麻市及び近隣市町に在住の 20 歳以上の方

（2）成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方

（3）すべての講座を受講できる方

（4）将来、市民後見人として活動できる方

【定　員】　30 名

【期　間】　平成 29 年 6 月 20 日(火)～平成 29 年 9 月 12 日(火)　全 12 日

【会　場】　嘉麻市稲築住民センター

【カリキュラム】

（1）講座は、13時から開講します。終了時間は、開講日によって若干異なりますのでご注意ください。

（2）講座時間は、科目により異なっています。

（3）講師の都合等により、カリキュラムを一部変更することがあります。

【受講費用】　テキスト代として、2,500 円を開講式当日に徴収させていただきます。

【受講申し込み】

①下記の受講申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX にてお申し込みください。
（FAX で送信された場合は、電話にて受け付け確認をお願いします。）

②応募者多数の場合は、嘉麻市及び近隣市町で成年後見制度に関する活動を中心とした福祉活動をより適切におこなうことが期待できる方を優先し、選考します。

③応募者への受講の可否については、**6 月 9 日(金)まで**に文書で通知します。

【申し込み締切】　平成 29 年 5 月 31 日(水)

第5期　嘉麻市　市民後見人養成講座（基礎編）　　申込日：平成　　年　　月　　日

受講申込書

（郵送の場合は、おもての住所まで）　faxの場合は、**0948-83-8005** まで送信ください。

ふりがな		現在の職業	（例：会社員、団体職員、学生、無職等）
お名前			
生年月日	昭和　平成　　年　　月　　日（　　歳）	性別	男　・　女
住所	〒　　－	電話（　　）　　－	
		携帯電話　　－　　－	
受講動機	□市民後見人として活動したい □自分の将来のため □その他（　　）	□親族を後見している（予定している） □介護・福祉等の仕事をしている上での必要性	

※ご記入いただきました個人情報は、管理には十分配慮のうえ、講座に関する事業にのみ利用を限らせていただきます。

第5期　嘉麻市　市民後見人養成講座（基礎編）カリキュラム

回	年月日	時　間	講　座	内　容
1	6月20日(火)	13:00～13:20	開講式・オリエンテーション	
		13:30～15:00	**1．成年後見制度の基礎** (1)地域福祉と権利擁護	地域福祉や権利擁護の動向や理念、後見人に期待されている役割を認識する。
		15:10～16:00	(2)地域の課題把握のための グループワーク	地域にある課題について理解を深める。 また講座で学ぶ目的を明確化する。
2	6月27日(火)	13:00～14:10	(3)成年後見制度の 基本的な理解	成年後見制度が生まれた背景や主旨、理念を理解する。
		14:20～15:30	(4)法定後見制度と 任意後見制度	法定後見制度、任意後見制度の概要について理解する。
3	7月4日(火)	13:00～14:10	(5)成年後見制度と 市町村の責務	市長申立を軸とした後見等業務の適正実施について、市町村の果たす役割と責務について学ぶ。
		14:20～15:30	**2．嘉麻市の福祉施策** (1)高齢者支援の仕組み	高齢者施策に関する理念や現状等を成年後見制度との関わりの中で学ぶ。
		15:40～16:50	(2)障がい者支援の仕組み	障がい者施策に関する理念や現状等を成年後見制度との関わりの中で学ぶ。
4	7月11日(火)	13:00～14:10	(3)健康保険の理解	健康保険制度の理念や現状等を成年後見制度との関わりの中で学ぶ。
		14:20～15:30	(4)年金制度の理解	年金制度の理念や現状等を成年後見制度との関わりの中で学ぶ。
		15:40～16:50	(5)生活保護制度の理解と 生活困窮者への支援	生活保護制度、生活困窮者施策に関する理念や現状等を成年後見制度との関わりの中で学ぶ。
5	7月18日(火)	13:00～14:10	(6)日常生活自立支援事業 への理解	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の概要や成年後見制度との関係について学ぶ。
		14:20～15:30	**3．関連する法律の基礎** (1)民法の理解～財産法～	市民後見人として活動するにあたって、必要となる財産法に関する基礎を学ぶ。
		15:40～16:50	(2)民法の理解～家族法～	市民後見人として活動するにあたって、必要となる家族法に関する基礎を学ぶ。
6	7月25日(火)	13:00～14:10	(3)虐待防止法の理解	高齢者及び障がい者虐待の実態を学ぶ。
		14:20～15:30	(4) 消費者契約法の理解	消費者被害の実際と消費者契約法について学ぶ。
7	8月1日(火)	13:00～14:10	**4．対象者の理解** (1)知的障がい者の理解	知的障がい者の特性と、接するうえでの心構えについて学ぶ。
		14:20～15:30	(2)認知症高齢者の理解	認知症の特性と接するうえでの心構えについて学ぶ。
		15:40～16:50	(3)精神障がい者の理解	精神障がい者の特性と接するうえでの心構えについて学ぶ。
8	8月8日(火)	13:00～14:10	**5．対人援助の意義と基礎** (1)対人援助の意義	対人援助の基本でコミュニケーション技術、信頼関係づくりについて学ぶ。
		14:20～15:30	(2)対人援助の基礎	支援活動と支援の輪づくりについて学ぶ。
9	8月22日(火)	13:00～14:10	**6．市民後見の基礎** (1)市民後見概論	市民後見人としての社会規範・倫理性について理解する。また、市民後見人としての具体的な職務とその役割を理解する。
		14:20～15:30	(2)市民後見活動の実際	市民後見人としての活動を具体的にイメージする。
10	8月29日(火)	13:00～14:10	**7．後見業務の実際** (1)申し立てから終了までの事務	申し立てから終了までに必要となる事務手続き等を学ぶ。
		14:20～15:30	(2)身上監護	身上監護の実務について理解する。
		15:40～16:50	(3)財産管理	財産管理の実務について理解する。
11	9月5日(火)	13:00～14:10	**8．家庭裁判所の役割**	成年後見制度における家庭裁判所の役割を学ぶ。
		14:20～15:30	**9．後見人の心得**	成年後見制度の理念を踏まえた後見人の倫理と後見活動における留意点を学ぶ。
12	9月12日(火)	13:00～14:10	**10．研修の振り返り** (1)研修の振り返り	市民後見人の役割や倫理についての確認と、グループワークによる事例検討を行う。
		14:10～14:30	閉講式	

※各講座の講師は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、嘉麻市役所、嘉麻市社会福祉協議会等が担当します。
※講師の都合等により、日程が変更になることがあります。